

下水道施設の改築への国費負担の継続に関する 指定都市市長会提言（案）

平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業の国庫補助制度における「受益者負担の原則」との整合性が取り上げられ、汚水事業に係る改築費用については、原則、使用料で賄うべきとの観点から、国庫補助を引き下げる趣旨の議論がなされた。下水道は、使用者はもとより、公衆衛生の確保や、公共用水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保等、不特定多数にも便益が及ぶものであり、極めて公共性が高い役割を担っている。そのため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなければならないと明確に示されている。

これらのことから、現行の国庫補助は、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金と整理されており、その補助率等が平成 4 年度の閣議において恒久化することが了解されている。この公共的役割は今後も変わらないものであり、地方公共団体も、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねているが、現行の国庫補助制度を前提として下水道事業を運営していることから、汚水事業の改築に対する国庫補助が無くなった場合、財源不足を補うための使用料の引き上げにつながるとともに、一般会計の負担が増加することも懸念される。

仮に使用料の引き上げを実施した場合は、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられない。また、公共性の観点から利用が義務付けられる使用料の引き上げは、市民の理解が得難く、引き上げが行えない場合は、施設の改築が滞り、都市部における道路陥没やトイレの使用停止等を引き起こしかねない。

このことから、以下のことについて提言する。

- 市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、下水道施設の改築への国費負担を継続すること。

平成 30 年 5 月 日
指定都市市長会